

## 公 告

公募型プロポーザル方法により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年7月1日

公立大学法人公立鳥取環境大学 理事長 江崎 信芳

### 1 業務の概要

(1) 業務の名称 公立鳥取環境大学 SDGs オンライン講座映像制作業務

(2) 業務の内容

公立鳥取環境大学の SDGs オンライン講座映像の制作に係る台本作成・取材・撮影・編集・映像制作、資料作成等を行う。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年1月31日(月)まで

(4) 提案見積額の上限額

金3,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 参加資格要件

SDGs オンライン講座映像制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)のとおりに

### 3 提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

実施要領で示す書類のとおりに

(2) 提出期間

この公告の日から令和3年8月11日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人公立鳥取環境大学 入試広報課

(4) 提出方法

書留郵便や宅配便等で配達記録が残るものに限る。

### 4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、公立鳥取環境大学PR映像制作業務プロポーザル審査会において、プレゼンテーション及び聞き取りによる審査を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、審査方法を変更する場合がある。

なお、実施要領の選考基準に基づき、選考委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

## 5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

## 6 その他

### (1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

### (2) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 本学は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (3) その他

この公告に定めるもののほか、契約の締結等は実施要領に基づいて行う。